

新旧対照表

○ 私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類

新	旧
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 収益事業の種類は、 <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号。以下「日本標準産業分類」という。）</u> に定めるもののうち、次に掲げるものとする。	第2条 収益事業の種類は、 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u> に定めるもののうち、次に掲げるものとする。
(1)～(18) (略)	(1)～(18) (略)
第3条 (略)	第3条 (略)